

諮問番号：令和3年（処分）諮問第1号

答申番号：令和3年答申第5号

答申書

第1 審査会の結論

審査請求人A（以下「審査請求人」という。）が提起した、処分庁西宮市長（以下「処分庁」という。）による住居確保給付金支給中止処分及び住居確保給付金不支給処分についての〇〇年〇〇月〇〇日受付審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、原処分を維持することが妥当であるという、審査庁西宮市長（以下「審査庁」という。）の意見は、妥当である。よって、本件審査請求は棄却することが相当である。

第2 事実の経過

- 1 審査請求人は、〇〇年〇〇月〇〇日、生活困窮者住居確保給付金（以下「給付金」という。）の支給申請を行った。
- 2 処分庁は、〇〇年〇〇月〇〇日、審査請求人に対し、〇〇年〇〇月から〇〇月までの間の給付金の支給を決定した。
- 3 審査請求人は、〇〇年〇〇月〇〇日、給付金の支給期間の延長の申請を行った。
- 4 処分庁は、〇〇年〇〇月〇〇日、審査請求人に対し、給付金の支給期間を〇〇年〇〇月まで延長する旨の決定（以下「本件延長決定」という。）を行った。
- 5 審査請求人は、〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇年〇〇月分及び〇〇月分の収入申告書及び給与明細書を提出した。
- 6 審査請求人は、〇〇年〇〇月〇〇日、再度の給付金の支給期間の延長の申請（以下「本件延長申請」という。）を行った。
- 7 処分庁は、〇〇年〇〇月〇〇日、上記5により提出された給与明細書が不鮮明であり、収入について確認できない部分があるため、審査請求人に対し再提出を求めたが、審査請求人が紛失したため再提出することができない等と主張したため、生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）第22条第1項の規定により、△△△に対して取引履歴の報告を求めた。
- 8 審査請求人は、〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇年〇〇月分の収入申告書を提出した。また、同日、処分庁は、△△△から預金取引明細表を受領した。
- 9 処分庁は、〇〇年〇〇月〇〇日、本件延長決定のうち〇〇年〇〇月分の支給を中止する決定（以下「本件処分1」という。）及び本件延長申請を認めない旨の決定（以下「本件処分2」という。）を行い、審査請求人に対し、住居確保給付金支給中止通知書及び住居確保給付金不支給通知書を送付した。

- 10 ○○年○○月○○日、審査請求人は、西宮市長に対し、本件処分1及び本件処分2の取消しを求める審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

無職で収入がない。

2 処分庁の主張

審査請求人の○○年○○月の就労に伴い得られた収入額が収入基準額を超過していたことから、給付金の支給中止要件に該当したため（本件処分1）。

また、本件処分1により給付金の支給期間の途中で支給中止となり、かつ、期間再延長の申請時において、支給期間の延長の要件に該当しなかったため（本件処分2）。

第4 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 本件処分1及び本件処分2の違法性又は不当性について

(1) 本件審査請求は、○○年○○月までの給付金の支給決定を受けた審査請求人が同年○○月分の収入が収入基準額を超過していたため、処分庁が同月分の給付金の支給についてこれを中止する処分を行ったこと（本件処分1）及び審査請求人が給付金の支給期間の延長を求めて申請を行ったところ、延長の申請時において収入要件を満たさないことを理由としてこれを認めない旨の決定を行ったこと（本件処分2）に対し、審査請求人が、無職で収入がないことを理由として本件処分1及び本件処分2の取消しを求めているものであることから、以下これらの処分の違法性又は不当性について検討する。

(2) 本件処分1について

給付金は、生活困窮者のうち法第3条第3項に規定する者に対して支給するものであるが、生活困窮者自立支援法施行規則（以下「規則」という。）第15条第2項の規定により、当該生活困窮者が期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約により就職した場合であって、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額及び当該者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額（以下「収入基準額」という。）を超えたときには、給付金は不支給となる。

審査請求人に係る収入基準額については、弁明書第4の2（1）アのとおり○○○○円であることに争いはない。

次に、○○年○○月分の収入額について、審査請求人は、処分庁に提出した○○

月收入申告書において、〇〇年〇〇月においては、無職であり、得られた収入が〇〇円であると申告しているが、①処分庁が△△△から受領した預金取引明細表において、〇〇年〇〇月〇〇日に『〇〇〇〇』から〇〇〇〇円の入金があり、同様の振込みが〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇〇〇円、同年〇〇月〇〇日に〇〇〇〇円についてなされていること及び②審査請求人から給与明細書として提出された書面で、〇〇年の何月分かは不明であるものの、□□□から〇〇〇〇円及び〇〇〇〇円が給与として支給されていることを併せ鑑みると、〇〇年〇〇月〇〇日に審査請求人が□□□から給与として〇〇〇〇円の支払を受けたものであると推定され、他方で審査請求人からこの点について反論もなされていない。

そうすると、処分庁が〇〇年〇〇月分の収入額を、上記〇〇〇〇円から交通費相当額として〇〇〇〇円を控除した上で、少なくとも〇〇〇〇円であると判断した点については、妥当であるといえる。

以上の事項を前提とすると、審査請求人の〇〇年〇〇月分の収入額が収入基準額を超えていることは明らかであることから、処分庁が規則第15条第2項の規定に基づき本件処分1を行ったことについて、違法又は不当な点はないといえる。

(3) 本件処分2について

本件処分2は、〇〇年〇〇月分から〇〇月分までの間、給付金の支給を受けていた審査請求人が、同年〇〇月分までの間、その支給期間が延長されていたものであるが、さらにその期間を3月間延長するよう求めて申請したところ、処分庁がこれを認めなかったものである。

給付金の支給期間は3月間である（規則第12条第1項本文）が、支給期間中において給付金の支給を受ける者が第10条各号（第1号を除く。）のいずれにも該当する場合であって、引き続き給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、3月ごとに9月までの範囲内でこれを延長することができる（規則第12条第1項ただし書）。

そして、引き続き支給が必要と認められる場合とは、延長の申請時において、収入基準を満たしている場合とされている（生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（令和2年7月3日 第7版）（以下「事務マニュアル」という。）第7の11（1））ことから、本件延長申請がなされた〇〇年〇〇月分の審査請求人の収入額が収入基準額以下であることが必要となるところ、上記（2）のとおり、審査請求人の同年〇〇月分の収入額については収入基準額を超えていることが明らかである。

したがって、本件延長申請は、規則第12条第1項ただし書に規定する要件を満たさないことから、処分庁が本件処分2を行ったことについて、違法又は不当な点はないといえる。

第5 審査会の判断の理由

1 本件処分1及び本件処分2の違法性又は不当性について

本件審査請求は、〇〇年〇〇月までの給付金の支給決定を受けた審査請求人が同年〇〇月分の収入が収入基準額を超過していたため、処分庁が同月分の給付金の支給についてこれを中止する処分を行ったこと（本件処分1）及び審査請求人が給付金の支給期間の延長を求めて申請を行ったところ、延長の申請時において収入要件を満たさないことを理由としてこれを認めない旨の決定を行ったこと（本件処分2）に対し、審査請求人が、無職で収入がないことを理由として本件処分1及び本件処分2の取消しを求めているものであることから、以下これらの処分の違法性又は不当性について検討する。

2 本件処分1について

給付金は、生活困窮者のうち法第3条第3項に規定する者に対して支給するものであるが、規則第15条第2項の規定により、当該生活困窮者が期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約により就職した場合であって、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額及び当該者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した収入基準額を超えたときには、給付金は不支給となる。

審査請求人に係る収入基準額については、事務マニュアル第7の1（1）④及び第7の2（1）④に基づいて算定された〇〇〇〇円であることに争いはない。

次に、〇〇年〇〇月分の収入額について、審査請求人は、処分庁に提出した〇〇月收入申告書において、〇〇年〇〇月においては、無職であり、得られた収入が〇〇円であると申告しているが、①処分庁が△△△から受領した預金取引明細表において、〇〇年〇〇月〇〇日に『〇〇〇〇』から〇〇〇〇円の入金があり、同様の振込みが〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇〇〇円、同年〇〇月〇〇日に〇〇〇〇円についてなされていること及び②審査請求人から給与明細書として提出された書面で、〇〇年の何月分かは不明であるものの、□□□から〇〇〇〇円及び〇〇〇〇円が給与として支給されていることを併せ鑑みると、〇〇年〇〇月〇〇日に審査請求人が□□□から給与として〇〇〇〇円の支払を受けたものであると推定され、他方で審査請求人からこの点について反論もなされていない。

そうすると、処分庁が〇〇年〇〇月分の収入額を、上記〇〇〇〇円から交通費相当額として〇〇〇〇円を控除した上で、少なくとも〇〇〇〇円であると判断した点については、妥当であるといえる。

以上の事項を前提とすると、審査請求人の〇〇年〇〇月分の収入額が収入基準額を超えていることは明らかであることから、処分庁が規則第15条第2項の規定に基づき本件処分1を行ったことについて、違法又は不当な点はないといえる。

3 本件処分2について

本件処分2は、〇〇年〇〇月分から〇〇月分までの間、給付金の支給を受けていた審査請求人が、同年〇〇月分までの間、その支給期間が延長されていたものであるが、さらにその期間を3月間延長するよう求めて申請したところ、処分庁がこれを認めなかったものである。

給付金の支給期間は3月間である（規則第12条第1項本文）が、支給期間中において給付金の支給を受ける者が第10条各号（第1号を除く。）のいずれにも該当する場合であって、引き続き給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、3月ごとに9月までの範囲内でこれを延長することができる（規則第12条第1項ただし書）。

そして、引き続き支給が必要と認められる場合とは、延長の申請時において、収入基準を満たしている場合とされている（事務マニュアル第7の11（1））ことから、本件延長申請がなされた〇〇年〇〇月分の審査請求人の収入額が収入基準額以下であることが必要となるところ、上記2のとおり、審査請求人の同年〇〇月分の収入額については収入基準額を超えていることが明らかである。

したがって、本件延長申請は、規則第12条第1項ただし書に規定する要件を満たさないことから、処分庁が本件処分2を行ったことについて、違法又は不当な点はないといえる。

第6 結論

以上の理由により、本審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

なお、審査の経過は次のとおりである。

年 月 日	審 査 会	経 過
令和3年8月17日	—	諮問書を受理
令和3年8月27日	第31回審査会	諮問内容の検討
令和3年9月30日	第32回審査会	答申案の審議
令和3年10月15日	—	答 申

西宮市行政不服審査会

会長 藤 本 久 俊

委員 近 藤 剛 史

委員 前 田 雅 子